

## 優良取替事業の基準

- 一 住宅部品取替事業者は、取替工事の実施にあたり、取替後の住宅部品として優良住宅部品を使用するとともに、竣工後の引渡しにおいて、発注者に対して当該優良住宅部品にかかる製造者の品質保証書を交付すること
- 二 住宅部品取替事業者は、発注者（住宅部品取替事業者に対し下請事業として住宅部品取替事業を発注する元請業者を除く。以下同じ。）と、財団が定める約款を標準として、使用する優良住宅部品の設置工事に関して当該優良住宅部品に係るBL保険の保険期間と同期間の瑕疵保証を行うことを含む取替工事契約を締結するとともに、竣工後の引渡しにおいて、発注者に対して、当該契約に即して、当該優良住宅部品の設置工事の瑕疵保証に関して、財団が定める工事保証書を標準として、工事保証書を交付すること
- 三 住宅部品取替事業者は、特定住宅部品の取替工事の実施に際し、第14条第1項により財団に登録した特定住宅部品取替工事管理者（以下「取替工事管理者」という。）を配置して、工事現場における施工上の管理をつかさどらせること
- 四 住宅部品取替事業者は、住宅所有者（住宅部品取替事業者が下請業者として住宅部品の取替を行う場合の元請業者を含む）の了解が得られる場合は、取替工事の瑕疵保証（使用した優良住宅部品の瑕疵保証を含む。）の確実な履行、使用した優良住宅部品がリコールされる場合の確実な対応、使用した優良住宅部品の点検の案内等のために、別に定めるトレーサビリティにかかる情報の登録要領に従って所要の情報を財団に登録すること